

名張毒ぶどう酒事件

第10次再審特別抗告審・再審を認めない不当決定に抗議する

2024年1月30日

えん罪名張毒ぶどう酒事件・全国の会
日本国民救援会
再審・えん罪事件全国連絡会

最高裁判所第三小法廷(長嶺安政裁判長)は、1月29日、名張毒ぶどう酒事件について再審請求人岡美代子さんが申し立てた第10次特別抗告を棄却し、再審を認めない不当決定を下した。

本決定は、ぶどう酒びん口の「封緘紙」が毒物混入後に貼り直されていたことを科学的に明らかにして真犯人の存在を示した新証拠「糊鑑定」に対し、科学的知見に基づく検討を一切行わずに退けており、到底容認できるものではない。そのことは鑑定趣旨を明らかにするために弁護団が求めた鑑定人尋問や弁護団との面談を裁判所が第10次審を通じて一切拒否したことについて、論証抜きに「審理不尽の違法は認められない」としたことにより如実に示されているが、さらに不当なことに、本決定はそもそも鑑定が採用したフーリエ変換赤外分光光度計(F T I R)による測定方法(ATR法)そのものを否定しており、科学を無視した乱暴な決めつけと言わざるを得ない。

さらに決定は、懇親会準備の際に封緘紙を破って開栓した旨の供述が存在しないことを根拠に犯行現場は封緘紙が発見された公民館囲炉裏の間であると断定しているが、本件異議審で開示された懇親会参加者3名の供述は、その封緘紙が「懇親会開始時に巻かれていた」というものであり、それを前提とすれば懇親会準備の際に封緘紙を破って開栓されたことは明らかである。封緘紙を破って開栓した旨の供述が存在しないとの認定はためにする議論であって、毒物混入場所の特定根拠とすることは全く許されない。

決定は、その他の証拠についても一方的な決めつけで否定したが、最高裁判所が科学を無視し、なりふり構わず新証拠を否定せざるを得なかったのは、有力な新証拠に対し「本件再審開始は認めない」という結論をはじめから決めて臨んだからにはほかならない。そこには「無事の救済」という再審理念はみじんも感じられず、人権の砦たる最高裁判所の役割をかなぐり捨てたものであり、もはや司法の名に値しないものである。かかる裁判所を私たちは全く信用することはできない。ただ、宇賀克也裁判官が科学的知見に基づいた判断を行い、その他新証拠や自白を冷静に評価し、白鳥・財田川決定に忠実に新旧証拠の総合評価に基づき再審を開始すべきとの反対意見を付されたことは一つの救いである。

名張毒ぶどう酒事件は今年で事件発生から63年。奥西勝さんは9年前に獄死し、その無念を晴らして名誉を回復させるために第10次再審を申し立てた妹の岡美代子さんは94歳である。これほど長きにわたって冤罪に苦しめ続けられているのは、無罪証拠を隠し続け、証言のねじ曲げや不正傷痕鑑定の提出も厭わない検察官と、はじめから死刑の結論を決めて何ら積極的な根拠を示さないままに新証拠を退け続ける裁判所にこそ、その責任がある。一審無罪判決、第7次再審開始決定と同差戻し決定、さらに本件反対意見と、死刑判決に合理的な疑いが生じているのは誰の目にも明らかである。それに目を背けず、「疑わしい時は被告人の利益に」の刑事裁判の鉄則に則った判断が下されることを強く求めるものである。

私たちは、再審請求人・岡美代子さんと名張事件弁護団との団結をさらに強め、本日の決定の不当性を広く訴え、来たるべき第11次再審で再審開始を勝ち取るために力を尽くす決意である。

全国の皆さんのさらなるご支援を心から訴えるものである。